

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ダイキン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 十河 政則
(コード：6367、東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
常務執行役員 岡野 進
(TEL 06-6373-4320)

当社取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の内容改定についての議案を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 112 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対して新株予約権を発行する理由

中長期的な観点から株主のみなさまとの価値共有を一層高め、持続的な企業価値の維持と向上に向けた健全なインセンティブとして機能させることを目的に、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 議案の内容

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し発行する新株予約権（以下「通常型ストックオプション」という。）に関する報酬等の額は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 103 期定時株主総会において「年額 1 億 8,000 万円以内」とする旨をご承認いただいております。

今般、取締役に対するストックオプション制度を見直し、これまでの通常型ストックオプション制度を廃止するとともに、新たに株式報酬型ストックオプションとして、これまでと同額の「年額 1 億 8,000 万円以内」で、当社取締役（社外取締役を除く）

に対し新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

新しい株式報酬型ストックオプション制度は、新株予約権の割当を受ける取締役（社外取締役を除く）に対し、新株予約権の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものであります。

<株式報酬型ストックオプションの概要>

（１）新株予約権の総数

600 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

（２）新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合には、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、新株予約権の割当に際してブラックショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

割当日から 3 年を経過した日の翌日から 12 年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会で定めるところによる。

（６）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

（７）新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者が当社における一定の地位を喪失した場合の行使条件など、その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集要項等を決定する当社取締役会において定める。

以 上